

国立研究開発法人国立がん研究センターで研究に携わる者の行動規範

第1章 総則

(目的)

第1条 国立研究開発法人国立がん研究センター（以下「当センター」という。）は、研究開発法人としてまたがん専門の研究・診療機関として、その役割・活動目的を認識した取り組みを以て、我が国のがん研究・対策に寄与することが求められている。

当センターで研究に携わる者は、その研究活動が様々な研究費と支援により支えられ、がん患者を始めとする国民の協力と期待のもとに行われていることを理解すべきである。また、その研究成果は、予防、診断、治療法の開発科学的評価の基盤となり、社会に広大で深遠な影響を与えうることから、研究成果の科学的正当性と倫理的な判断と行動が社会から常に求められている。

この行動規範は、平成25年に改訂された日本学術会議の「科学者の行動規範」及び平成27年に発出された文部科学省からの審議依頼に基づく回答「科学研究における健全性の向上について」に基づき、当センターで研究に携わる全ての者が、研究行為に対する倫理観を高めるとともに、社会の信頼と負託に応え、責務を全うしていくための共通な最小限の規範として作成されたものである。具体的には別途定める研究者マニュアルに基づき、研究を行う。ここでいう研究に携わる者とは、常勤職員、非常勤職員、外来研究員や研修生を含む当センターにおいて研究活動に従事する全ての者を指す。

第2章 科学者の責務

(研究者等の責任)

第2条 研究者は自らが生み出す研究成果の質を担保する責任を有し、さらにその研究成果の社会への還元と自らの専門知識、技術、経験の活用により、がんの克服に貢献するという責任を有する。

- 2 研究記録等の保存は、それらを生み出した研究者自身が主たる責任を負う。公的な資金によって実施された研究で生み出された成果やそのもととなる研究記録等は公的資産としての性格もあることから、それらを適切に保存することは研究者に課せられた責務である。
- 3 研究者が所属する組織の長、部局長及び理事長は、研究倫理教育の一環として記録等の保存に関わる啓発を行うとともにその保存の環境整備に努めなければならない。

(社会の中の科学者としての研究者の行動・姿勢)

第3条 当センターにおける研究が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、自らの研究成果の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力し、自らの専門知識・能力・技術の維持向上に努める。

(説明と公開、科学研究の利用の両義性)

第4条 自らが携わる研究の意義を公開し、その研究が現在あるいは将来において、がんの予防・診断・治療の進歩や医の倫理に与える影響を理解、評価されるよう説明する。研究成果は中立性・客観性をもって公表すると共に、社会に還元されるよう努める。研究の成果が、研究者の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。発言や意見表明にあつては、個人的見解と、当センターの組織としての見解、研究者コミュニティで合意を得た見解を区別し、その責任を自覚して行う。

第3章 公正な研究

(研究活動、研究ミスコンダクトの防止と対応)

第5条 自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って、高い倫理性を持ち誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造(Fabrication)、改ざん(Falsification)、剽窃(Plagiarism)などの不正行為は行わない。万一、研究上の不正に関する疑義が発生した場合には、その解明と再発防止のため迅速かつ適切に対処する。

(研究環境の整備)

第6条 責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境を当センターに確立し維持することが各自の責務であることを自覚し、研究環境の向上に積極的に取り組む。

(研究対象などへの配慮)

第7条 研究協力者の人格、人権を尊重し、患者、協力者の不利益とならぬよう最大限の配慮を払う。また、各府省が定める法令、倫理指針等を遵守する。動物実験に対しては、「3R」の国際理念(苦痛の軽減、代替法の活用、使用数の減少)を踏まえる。

(他者との関係)

第8条 他者の成果への批判は根拠に基づき適切に行うと同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。

第4章 研究費の適正な使用

(関連法規の遵守)

第9条 研究費は研究者と資金提供者との契約に基づいて使用されるものであり、契約を誠実に履行する。研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則・ルールを遵守するとともに、透明性と自律性を確保し、説明責任を果たす。

(計画的な使用)

第10条 公的研究費は国民の税金その他多方面からの支援によるものであることを認識し、当センターの果たすべき使命達成に向け、計画的・効率的・効果的な使用を行う。

第5章 社会の中の科学

(社会との対話)

第11条 社会のがん研究に対する関心は高く、最新の成果に関する情報が常に求められていることを踏まえ、社会と科学者コミュニティとのより良い相互理解のために市民との対話と交流に積極的に参加し、また必要に応じてメディアを通じて広く情報を発信する。この際には上記第3章「公正な研究」の内容を遵守し、正確な情報を正しく伝えることに最大限の努力をする。

(社会的情報ネットワークとの関わり)

第12条 社会的情報ネットワークを介して、一般社会における情報の広がる規模とスピードが飛躍的に高まっているという現実とそれが包含するリスクを認識し、研究および研究活動を通じて知り得た情報の守秘・管理には各自責任を持って細心の注意を払う。

(科学的助言)

第13条 当センターの使命の一つである、「高度先駆的医療の開発などを通じて国民の公衆衛生の向上に寄与し、医療政策をけん引していく拠点となること」を認識し、必要に応じて政策立案・決定者に対して政策形成に有効かつ客観的で公正な科学的助言の提供に努める。

第6章 法令の遵守など

(法令の遵守)

第14条 研究の実施、研究費の使用等にあたり、法令や関係規則を遵守する。

(差別の排除)

第15条 研究・教育・学会活動において、人種、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

第16条 当センターは、研究開発法人としてがん研究・対策に寄与することが使命であり、企業などとの共同研究を行う際においても、連携企業や個人の利益が公共の利益に相反して優先されてはならない。また、共同研究活動などにおいて、本来の責務を離れその外部活動に時間および労力を過度に費やしてはならない。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年規程第40号)

(施行期日)

この規程は、平成29年11月22日から施行する。